

大洗町イメージキャラクター「アライッペ」イラスト使用上の注意

大洗町長 國井 豊
(商工観光課扱い)

大洗町イメージキャラクター「アライッペ」を使用するに当たり、イメージの統一性を図るため、デザインに関する注意事項となります。下記事項に留意してご活用ください。

記

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) キャラクターデザインの改変等をしないこと。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (4) キャラクターを使用する時は、キャラクターの直下もしくは直近に、下記①～⑤のいずれかを表記すること。

※ただし、スペースの関係等で表示が困難であると認める場合は、包装、台紙、説明書又は販売時の掲示物等に表記することにより、これに代えることができる。

- 【表記方法】
- ① 「©大洗町アライッペ」
 - ② 「©oarai town araiippe」
 - ③ 「大洗町イメージキャラクター アライッペ」
 - ④ 「アライッペ」と「©大洗町」
 - ⑤ 「アライッペ」と「©oarai town」

- (5) キャラクターおよびロゴなどに他のデザインが重複しないこと。ただし、デザインの関係上、重複する場合はキャラクターやロゴなどを最前面表示にすること。
- (6) 特定の企業・団体や商品を応援する利用はできません。

大洗町商工観光課 〒311-1392 東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275 TEL 029-267-5111 (内線 333) FAX 029-266-2412
